

滋ト協第17号

平成27年4月6日

会 員 各 位

一般社団法人 滋賀県トラック協会

会 長 田 中 亨



平成27年度運行管理者滋賀運輸支局長表彰候補者
の推薦について (通知)

冠省 平素は、当協会運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、滋賀運輸支局長より推薦依頼がありました。

つきましては、別紙の表彰内規をご参照していただき、該当する方があれば、下記書類を添えて平成27年4月17日(金)までに協会へ推薦願います。上申する関係上期限厳守でお願い致します。

記

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 証明書 (別紙2号様式) | 3部 (うち2部写) |
| 2. 功績調書 (別紙3号様式) | 3部 (うち2部写) |
| 3. 履歴書 (別紙4号様式) | 3部 (うち2部写) |
| 4. 過去5年間の無事故無違反証明書 (自動車安全運転センター発行) | 3部 (うち2部写) |
| 5. 自認書 (別紙5号様式) | 3部 (うち2部写) |

- ※
- 履歴書の学歴は、最終学歴のみで結構です。
 - 職歴につきましては、年をおって順次詳細にご記入下さい。
 - 無事故無違反証明書は、表彰を受けようとする日の属する年度の4月1日(基準日)から過去5年間無事故無違反であること。
 - お問合せする場合がありますので、ご担当者名を送付状等に明記して下さい。

近運滋達甲第1号
平成21年6月18日
一部改正 近運滋達甲第2号
平成24年3月30日

滋賀運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰内規

<趣旨>

第1条

近畿運輸局管内における自動車運送事業の運行管理者表彰（以下、「表彰」という。）については、近畿運輸局表彰規程（平成13年9月14日 近運達甲第4号）に定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

<表彰の目的>

第2条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者について、運行管理業務において優良であると認められる者を表彰することにより、安全意識の更なる高揚と運行管理業務の一層の徹底を図り、もって自動車運送事業の輸送の安全を確保することを目的とする。

<定義>

第3条

この内規における用語等の定義は以下のとおりとする。

(1) 『運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績』

定期的な安全運行に関する勉強会等の考案、安全確保に関する施設等の新設や改善、運行管理体制の見直し等の具体的な取り組みであって、それらが営業所や会社内で制度化されているものをいう。

(2) 『運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施』

関係法令で定められている運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施するとともに、必要な講習を受講している者を指し、運行管理業務を補助者任せとする等、事実上名目だけの運行管理者である者を除く。

(3) 『勤務状態等が優良』

無断欠勤や遅刻等が常習化している等、世間一般的に勤務状態に問題があると認められる者ではなく、かつ、所定期間において無事故無違反であるとともに、刑罰がない者をいう。

(4) 『道路交通法第108条の34に基づく通報のあった事故及び違反』

「道路交通法第108条の34に基づく通知の強化措置への対応について」(平成15年1月30日付け、国総貨複第162号、国自総第439号、国自旅第189号、国自貨第73号)に基づく通報がなされる事故及び違反をいう。

(5) 『重大事故』

自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日 運輸省令第 104 号）第 2 条第 1 号から第 10 号及び第 13 号から第 15 号に規定する事故をいう。

(6) 『運行管理上最も責任ある者』

前 2 号の事故及び違反を引き起こした運転者の当該運行開始時における点呼やその他指示を行った者若しくは当該事故の自動車事故報告書の運行管理者欄に記入されている者をいう。

(7) 『運行管理者資格者証の返納の処分等』

運行管理者資格者証の返納命令発令基準に基づく返納命令、警告及び勧告をいう。

(8) 『行政処分等』

輸送の安全に係る違反行為による安全確保命令、事業改善命令、自動車その他輸送施設の使用停止処分、事業停止処分及び許可の取消処分をいう。なお、「行政処分等を受けるおそれ」とは、監査が行われ処分が未定である状態をいう。

<表彰基準>

第 4 条

この表彰は、自動車運送事業の運行管理者として 10 年以上従事し、管内における自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の営業所ごとに選任されている運行管理者であって、現に運行管理業務を行っている者のうち、運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績を有し、運行管理者の業務を十分に理解し適確に実施しており、勤務状態等が優良であるとともに、所定期間以上の期間について次の各号に該当せず、輸送の安全確保に努めたと認められる者に対して行う。

- (1) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者による道路交通法第 108 条の 34 に基づく通報のなされる事故及び違反について、運行管理上、最も責任ある者
- (2) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、当該営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任ある者
- (3) 運行管理者資格者証の返納の処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者
- (4) 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合

<所定期間等>

第 5 条

前条における所定期間は、この内規の適用日以降の日から起算して 5 年間とする。

2 ただし、前条各号の要件に該当した場合の所定期間は、以下のとおりとする。

- (1) 前条第 1 号又は第 2 号に該当した場合にあっては、当該事故または違反のあった日の翌日から新たに起算して 5 年間
- (2) 前条第 3 号に該当した場合にあっては、その後再び運行管理者として選任された日、もしくは、警告又は勧告がなされた日の翌日から新たに起算して 5 年間
- (3) 前条第 4 号に該当した場合にあっては、当該行政処分等終了日の翌日から新たに起算して 5 年間

3 前条における「運行管理者としての従事期間」及び「所定期間以上の期間」については、4月1日現在における経過期間とする。

<表彰内容>

第6条

表彰は、運輸支局長が別紙1号様式による表彰状を授与して行う。

<表彰手続き>

第7条

事業者は、自社の運行管理者（以下「候補者」という。）に表彰を受けさせようとするときは、次の各号に掲げる書類を3部（うち2部は写しでも可）添えて、毎年5月1日までに当該候補者が選任されている営業所を所轄する運輸支局長に推薦するものとする。

- (1) 候補者が第4条各号に該当しない者であることを証する書面（2号様式）
- (2) 候補者の功績調書（3号様式）
- (3) 候補者の履歴書（4号様式）
- (4) 候補者の過去5年間の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）
- (5) 候補者の刑罰等に関する自認書（5号様式）
- (6) 当該事業者が加入する事業者団体（原則、当局所管の自動車関係団体及びその傘下団体であって、都道府県を単位として活動している団体とする。）の長の推薦書（6号様式）

<近畿運輸局長の承認>

第8条

運輸支局長は、この内規にもとづいて表彰を行う場合は、あらかじめ近畿運輸局長の承認を得なければならない。

<表彰の時期>

第9条

表彰は、毎年8月に行う。

<表彰の取消>

第10条

運輸支局長は、この表彰を受賞後、当該受賞者が当該表彰を受けることが適当でないと判断される事実が判明したときは、当該表彰は取り消すことができる。

<雑則>

第11条

候補者の選考にあたっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 候補者が形式上偏在することを防止するため、各業種から幅広く、表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一時期における同一事業者からの候補者は、原則として1名以内とする。

滋賀運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰審査基準

滋賀運輸支局自動車運送事業運行管理者表彰内規（平成 21 年 6 月 18 日付け、近運滋達甲第 1 号。以下、「表彰内規」という。）に基づく自動車運送事業運行管理者の表彰の審査については、表彰内規によるほか、この審査基準の定めるところによる。

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善を行う等の功績について
表彰内規第 3 条第 1 号に掲げる具体的な取り組みには、次の事項を含むものとする。
 - ① 運転者の過労防止に関し、運行実態にあった乗務割りの作成の手法の考案又は改善
 - ② 点呼における安全な運行を行うことができない旨の有無の確認等の手法の考案又は改善
 - ③ 緊急時における連絡体制の確立に関する考案又は改善
 - ④ 事業用自動車の事故発生時の措置及び再発防止対策を策定するための調査の手法の考案又は改善
 - ⑤ その他輸送の安全を確保するために必要な運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善

2. 表彰内規第 3 条第 2 号中の「必要な講習を受講している者」の解釈について
「必要な講習を受講している者」とは、表彰内規第 5 条に規定する所定期間内において、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 4 又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 23 条若しくは第 34 条に規定する国土交通大臣が認定した講習を適切に受講している者をいう。

3. 表彰内規第 7 条(4) 候補者の無事故無違反証明書（自動車安全運転センター発行のもの）は、自動車運送事業の運行管理者表彰を受けようとする日の属する年度の 4 月 1 日（基準日）から過去 5 年間無事故・無違反であること。

(2) 候補者が次の①に該当する場合は、表彰の対象としない。また、候補者又は当該事業者が、次の②に該当する場合は、原則として、一定の期間表彰の対象としないこととする。

① 破産者

② 訴訟が継続中の場合、最近において事故、事件等があった場合、法令違反等により行政上または司法上の取調べ、立ち入り検査等を受けた場合、刑の確定又は行政処分を受けた場合、その他表彰することが適当でないような内容が新聞、雑誌等に報道された場合等

2 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるところによる。

<附則>

この内規は、平成19年4月1日から適用する。

<2号様式>

証 明 書

本 籍 _____

現 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

上記の者について、平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における以下の各事項には該当しないことを証明します。

1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第 108 条の 34 に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。
3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

<3号様式>

功 績 調 書

本 籍 _____

現 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて

3. 勤務状態が優良であることについて

<4号様式>

履 歴 書

本 籍 _____

現 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

1. 学歴

2. 職歴（業務歴）

3. 賞罰

<5号様式>

自 認 書

1. 刑罰の有無（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反による罰金刑を含む）

有

無

（いずれかを○で囲む）

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有

無

（いずれかを○で囲む）

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名 _____